

令和3年度決算における健全化判断比率等の算定結果について(概略版)

令和4年10月
藤井寺市総務部
行財政管理課

地方財政健全化法に基づき、藤井寺市の一般会計だけでなく、特別会計(公営企業を含む)や第3セクターを含めた財政の健全性に関する指標(健全化判断比率)、公営企業ごとの経営の健全性に関する指標(資金不足比率)を公表します。

平成20年度決算から、財政の悪化により指標が一定の数値を超過した場合には、早期健全化団体(自主的な財政健全化段階、イエローカード)、さらに悪化した場合には財政再生団体(国等の関与による財政再生段階、レッドカード)の適用を受ける事になります。

藤井寺市の令和3年度決算では、全ての指標において基準を下回りました。今後も行財政改革を行い、
自主的・自立的な財政運営を確保できるよう努めています。

1.健全化判断比率

令和3年度決算に基づく比率は下記の通りです。いずれも早期健全化基準を下回っています。

財政指標	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.78	20.00
連結実質赤字比率	—	17.78	30.00
実質公債費比率（3ヶ年平均）	1.9	25.0	35.0
将来負担比率	54.9	350.0	

2.資金不足比率

令和3年度決算に基づく資金不足比率は下記の通りです。いずれも経営健全化基準を下回っています。

公営企業会計区分	令和3年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0